

小矢部市 本庁舎耐震対策基本構想

【改訂版】

令和元年 12 月 策定

令和 6 年 3 月 改訂

小矢部市

はじめに

小矢部市役所本庁舎は、昭和 39 年の建築から 59 年が経過し、新耐震基準（建築基準法施行令 昭和 56 年 6 月 1 日施行）以前の建築物であり、大規模災害時において、災害対応拠点となるべき庁舎が機能不全に陥ってしまう可能性があることから、本庁舎の耐震対策が課題となっています。

こうした中、「防災」「福祉」「環境」「まちづくり」「窓口業務」に携わる担当者と構成する研究会を立ち上げ、それぞれの観点から意見を集約し、現在の庁舎に求められる機能とともに「現庁舎耐震改修」「現地での改築」「他施設利用」「別地での新築」の整備手法ごとのメリット、デメリットについて報告書として取りまとめました。

平成 30 年度には、この研究会からの報告書をもとに、耐震性能の確保、経済性、施工性について、比較優位性に加え、実現可能性の面から整備手法を検討し、現庁舎の耐震改修が最も実現性の高いと判断したところです。

令和元年 12 月に策定した基本構想においては、現庁舎の耐震改修を基本に、耐震工法の検討を行い、本庁舎耐震対策の基本的な考え方を示したところですが、その時から 4 年経過し、さらにはカーボンニュートラルや自治体 D X の推進等の新たなニーズに対応した庁舎のあり方を改めて示すとともに「魅力・安心・充実 しあわせおやべ」を基本理念に、まちづくりの拠点として、災害時における災害拠点施設として、庁舎の整備後のあり方について示すものです。



小矢部市 本庁舎耐震改修基本構想【改訂版】

目 次

はじめに

I. 本庁舎の概要と現状	1
1. 庁舎の概要	1
2. 本庁舎の現状	1
3. 庁舎の耐震性能	4
4. まとめ	6
II. 本庁舎耐震対策の基本的な考え方	7
1. 本庁舎耐震対策の方針について	7
2. 整備手法との比較再検証	10
3. 財政計画	11
4. 能登半島地震を受けて	12
5. 本庁舎耐震対策の基本的な考え方について（まとめ）	14
III. 整備後の庁舎のあり方	15
1. 新庁舎の役割	15
2. 新庁舎の基本理念	15
3. 新庁舎の整備方針	15

I. 本庁舎の概要と現状

1. 庁舎の概要

① 建物概要は、下表のとおりです。

	庁 舎			倉 庫	車 庫
		事務室 増築	便所 増築		
建築年次	昭和 39 年	平成元年	平成 5 年	昭和 39 年	昭和 39 年
構造	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	鉄骨造	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	鉄骨造
階層	塔屋 3 階 地上 5 階 地下 1 階	地上 5 階	地上 1 階	地上 2 階	地上 1 階
延べ面積	4, 976. 20 ㎡	495. 75 ㎡	18. 09 ㎡	216. 00 ㎡	368. 50 ㎡
	合計：5, 490. 04 ㎡				

② 敷地概要は、下表のとおりです。

	庁舎敷地	庁用車駐車場	第 1 職員駐車場	第 2 職員駐車場
敷地面積	7,094.83 m ²	282.22 m ²	984.25 m ²	617.00 m ²
駐車台数	92 台	16 台	57 台	23 台

2. 本庁舎の現状

① 耐震性能の不足

平成 30 年度に耐震診断を行った結果、官庁等が目標とする「耐震安全性」Ⅱ類を下回り、耐震性能を満足していないとの判定がなされています。

	
塔屋	ベランダ構造

	
執務空間（壁面の少なさ）	鉄骨外部階段

② 建物の老朽化

庁舎は、建築後 59 年が経過していることから、建物の老朽化による雨漏り、コンクリートのひび割れ等が見受けられ、改修が必要です。

	
犬走りの沈下	雨漏り
	
壁のひび割れ	サッシの腐食

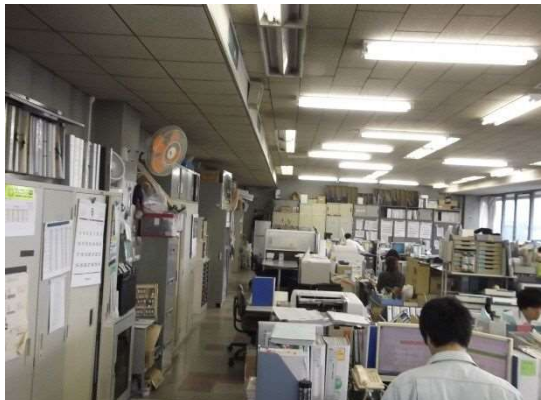
③ 設備の老朽化

電気室設備、エレベータ・空調設備等については、更新から 25～30 年が経過し、また、一部設備や給水・排水管等においては、建築当時ものもあり、更新が必要です。

	
空調機器（平成 7 年更新）	エレベータ（平成元年取替）

④ 狭隘な執務空間

高度情報化社会の進展に伴う各種 OA 機器の導入、収納・会議スペースの確保等により、執務スペースは狭隘しているため、十分な執務空間を確保できる耐震対策の選択が必要です。

	
狭隘な執務空間	廊下（収納・更衣室の不足）
	
露出配線	

3. 庁舎の耐震性能

① 耐震診断結果

平成 30 年度に実施した耐震診断結果は次のとおりです。

方向		1 階	2 階	3 階	4 階	5 階
X	I s	0.116	0.225	0.212	0.314	0.187
	CTU・SD	0.147	0.228	0.216	0.318	0.190
	F	0.80	1.00	1.00	1.00	1.00
Y	I s	0.157	0.122	0.111	0.135	0.196
	CTU・SD	0.200	0.222	0.140	0.171	0.249
	F	0.80	0.80	0.80	0.80	0.80

耐震性能は、建物の強度と粘り強さ、形状や壁の配置バランス、経年劣化等から算出される耐震指標値「Is 値」で表され、数値が大きいほど耐震性能が高いとされています。震度 6 強～7 程度の巨大地震に対する Is 値の評価は、以下のように定められています。

Is 値が 0.6 以上・・・・・・倒壊又は崩壊する危険性が低い

Is 値が 0.3 以上 0.6 未満・・倒壊又は崩壊する危険性がある

Is 値が 0.3 未満・・・・・・倒壊又は崩壊する危険性が高い

② コンクリート中性化試験結果

平成 31 年 3 月に実施した中性化調査の結果は次の 表－1～3 のとおりです。

表－1 非中性化域のかぶり厚さ最小値【1 階】

供試体 No.	部位	中性化深さ 最大値 (mm)	残存かぶり厚さ 最小値 (mm)
1F-B-1 (上下水道課入口)	梁	46.5	－26.5
1F-S-1 (上下水道課入口)	スラブ	38.5	－15.5
1F-W-1 (上下水道課入口)	壁	27.0	20.0
1F-W-2 (会計課)		5.5	16.5
1F-W-3 (市民課)		25.0	－8.0
1F-C-1 (上下水道課入口)	柱	20.0	－5.0
1F-C-2 (会計課)		5.5	15.5
1F-C-3 (市民課)		29.0	14.0

表－2 非中性化域のかぶり厚さ最小値【3階】

供試体 No.	部位	中性化深さ 最大値 (mm)	残存かぶり厚さ 最小値 (mm)
3F-B-1 (湯沸室)	梁	50.5	－4.5
3F-S-1 (湯沸室)	スラブ	55.5	－46.5
3F-W-1 (記者室)	壁	30.0	0.0
3F-W-2 (第一委員会室)		37.5	－23.5
3F-W-3 (階段室)		32.5	－18.5
3F-C-1 (記者室)	柱	50.5	－18.5
3F-C-2 (第一委員会室)		5.0	19.0
3F-C-3 (階段室)		37.0	16.0

表－3 非中性化域のかぶり厚さ最小値【5階】

供試体 No.	部位	中性化深さ 最大値 (mm)	残存かぶり厚さ 最小値 (mm)
5F-B-1 (502 会議室)	梁	59.5	－28.5
5F-S-1 (502 会議室)	スラブ	33.0	－21.0
5F-W-1 (502 会議室)	壁	33.0	10.0
5F-W-2 (トイレ前廊下)		8.0	31.0
5F-W-3 (生涯学習文化課)		45.5	6.5
5F-C-1 (502 会議室)	柱	26.5	0.5
5F-C-2 (トイレ前廊下)		28.0	0.0

調査部位（梁・スラブ・壁・柱）によって、中性化深さにバラツキが見られ、場所によっては中性化深さが鉄筋位置まで達しています。

※「かぶり厚さ」とは、鉄筋表面とこれを覆うコンクリートの表面までの最短距離をいう。

※「中性化」とは、強アルカリ性であるコンクリートが大気中の二酸化炭素によって中性に近づく現象をいう。

「中性化」はコンクリート表面より進行し、鉄筋などの鋼材位置に達すると、鋼材を腐食させ、体積膨張により、コンクリートのひび割れ・剥離を引き起こし、構造物の耐久性能・耐荷性能が低下します。

4. まとめ

平成 30 年実施の「耐震診断」の結果では、X 方向・Y 方向いずれの I_s 値においてもほぼ 0.3 未満で、強い地震により倒壊又は崩壊する危険性が高い状況にあることから、早急に耐震対策を講ずる必要があります。

また、平成 31 年 3 月実施の「中性化試験」の結果では、中性化が進んでいる箇所（中性化深さが鉄筋表面まで達している恐れのある箇所）が、試験箇所の 50%を占めていたところがあります。現在は、前回の試験から 4 年経過していることから、一層中性化が進んでいると見込まれます。

更に、昭和 62 年度に外壁改修工事が実施されて以降、大規模な改修は行われていない状況です。

このようなことから、令和 6 年度で築後 60 年を迎える現庁舎に対し、今後の改修工事で中性化の進行を抑制する予防措置を行い、さらに経年検査を継続しながら建物維持を図ることにより、行政活動及び災害対策の拠点としての十分な「耐震安全性」を確保することは限定的と見込まれます。

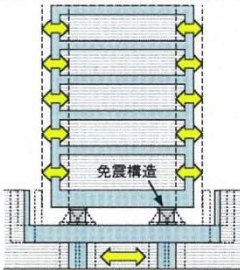
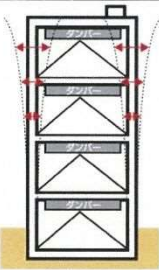
Ⅱ. 本庁舎耐震対策の基本的な考え方

1. 本庁舎耐震対策の方針について

構造体の補強工法には、大きくわけて「耐震」・「免震」・「制震」の3つの工法があります。

それぞれには、長所・短所があり、どの補強工法を採用するかについては、新基準による診断結果に基づいて、その建物やその用途にあった無理のない補強工法を選ぶ必要があります。

① 耐震・免振・制震の比較

工法	耐震	免震	制震
概念図			
構造	・柱や梁周囲に補強RC壁、補強ブレースなどで、建物の強度を高め、建物が崩れたり倒れたりしないようにした構造	・建物と地盤との間に免振装置を設置し、変形して地震の揺れを吸収する。建物の揺れが直接伝わらないようにした構造	・柱や梁の間に地震の揺れを吸収・減衰する装置（ブレースなど）を入れ、揺れを抑制する構造
適用建物	・中・低層建物に効果が大きい。	・重い構造の鉄筋コンクリート造に効果が大きい。	・軽くて構造が柔らかい鉄骨造建物に効果が大きい。
建築費	・3工法で一番経済的である。	・免振ピット構築費用等コストがかかる。	・既設壁にスリットを設ける必要があり、コストがかかる。
長所	・建設コストが経済的である。	・地震時の揺れの低減に効果がある。 ・地震後の機能維持に対して効果が大きい。	・メンテナンスがほぼ不要である。 ・繰返し揺れにも強い。
短所	・建物の倒壊、損壊はないが、損傷の恐れはある。 ・大震災後の修繕にコストがかかる恐れがある。 ・単独では補強効果が足りず、ブレース等との併用になる。	・縦揺れに対しては横揺れほど効果を見込めない ・長周期地震動に共振しやすい ・定期点検、大地震動後の臨時点検が必要。	・免振と比較すると地震時の揺れの低減は少ない。 ・制震装置（ブレース）を設置する位置や数によって効果に差が出る。
総合評価	○	×	△
本庁舎の特徴 ・本建物は、塔上のPH階を除いて、5階建て中低層の鉄筋コンクリート構造である。 ・平成25年度の地質調査資料によると、液状化の心配は少ない。			

<補強工法の選定について>

建物の構造的特徴や建設コストを考慮し、総合的に判断すると、本庁舎の補強には実績も多く、建設コストも3つの中では最も抑えられる「耐震」が補強効果としては高いと判断できる。

次に、本庁舎に対する主な「耐震」改修工法について比較する。

②耐震改修工法評価表

この事業の目標

庁舎に求められる機能をできる限り確保し、居ながら改修を考慮する。

項目		A案 鉄骨ブレース補強		B案 鉄骨外付けブレース補強		C案 外付けフレーム補強	
工法のイメージ							
評価項目	評価配分	評価点		評価点		評価点	
①性能	耐震性能	10	75	○ 在来工法	75	○ 在来工法	100 ◎ PCなので、品質や性能に、誤差が少ない
	意匠性	10	50	△ 座屈止めや大量のボルトによって、すっきりしない	25	▲ A案同様の他に外部での錆などによる腐食が出てくる	100 ◎ 同素材なので現状との違和感がなく、外観がよい
	メンテナンス	10	75	○ 内部なので、仕上の更新は少ない	50	△ 外部なので、錆の心配から仕上の更新を多く必要とする	75 ○ 通常の外部仕上げ材程度の更新が必要
②入居者による条件	工事中の機能の確保	10	50	△ 居ながら工事は不可能	100	◎ 居ながら工事が可能	100 ◎ 居ながら工事が可能
	騒音・振動のレベル	5	50	△ アンカー打ちの騒音・振動 各工種の施工音	50	△ アンカー打ちの騒音・振動 各工種の施工音	75 ○ PC製品なので、現場作業が少ない。
③機能性	執務の機能性	10	50	△ 開口部は面積・採光減少 執務空間が狭くなる	75	○ 開口部は面積・採光減少 執務空間は変わらない	100 ◎ 開口面積、通風は確保 執務空間は変わらない
④施工性	工期	15	50	△ 解体、外部、内部工事必要	75	○ 解体が少なく、外工事のみ	100 ◎ 解体が少なく、工場製品なので、現場作業が少ない。
⑤経済性	工事費	20	60	△ 解体、外部、内部工事必要	100	○ 解体、内部工事が少ない	80 ◎ 解体、内部工事が少ない
⑥本庁舎への適応性		10	50	△ 既存の解体撤去が多く、執務空間が非常に制約ができ、居ながらには適さない	50	△ 桁行方向にしか設置できず、張間方向の内部補強が多くなり、庁舎機能に影響が大きい。	75 ○ 庁舎の顔としての外観を保ち、外部の桁行・張間両方向共に設置することで、内部空間への影響が少ない。
総合評価(平均)		100	57.0	—	71.3	—	89.8

※ 写真は参考イメージ図であり、本建物とは一致しません

◎: 100点 ○: 75点 △: 50点 ▲: 25点 ×: 0点

※ 総合評価は、各項目の配点×評価点を足し合わせた総点数を100点で割り戻した平均値

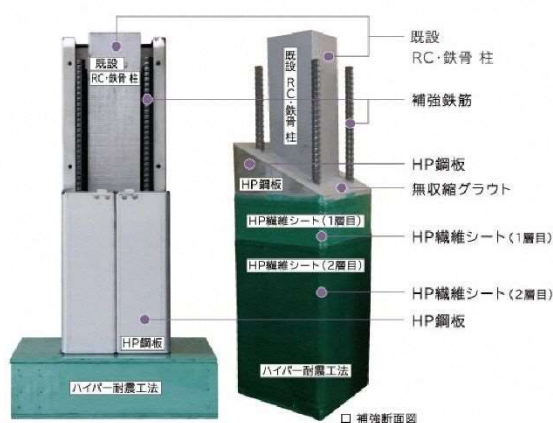
<耐震改修工法案の選定について>

総合評価では、C案「外付けフレーム補強」が、一番高い評価となりました。

本庁舎は、外付けフレーム補強の同素材により現状の外観と違和感なく、工事は居ながら工事が可能なので、執務機能の確保、開口部の面積・採光・通風は確保でき、執務空間に大きな変化はありません。

また、騒音・振動、解体が少なく、工場製品なので現場作業が少なく限られた工期の中で、短縮が図れます。

一方、Is 値において、0.75 以上を確保するためには、C案「外付けフレーム補強」だけでは不十分であり、柱の補強をはじめ、一部にA案「鉄骨ブレース補強」を施工するなど、複数の工法の組合せにより、求める耐震性能の確保が可能となります。この場合、本庁舎を段階的に耐震改修することから、施工範囲以外における居ながら改修は可能ですが、一定規模の仮設庁舎の整備が必要となります。



【ハイパー耐震工法の構成モデル】



【マンサードブレースのイメージ】

2. 整備手法との比較再検証

本庁舎を整備する手法として、以下の3案について比較再検証します。

事業方針	① 現庁舎耐震化	② 現庁舎耐震化 + 災害対策本部棟増築	③ 現庁舎改築 (現敷地内)
整備タイプ	耐震改修	耐震改修 + 増築	改築
計画概要	現庁舎の耐震補強を行うと共に既存建物の機能向上の為の大規模改修を行う。	現庁舎の耐震補強・既存建物の大規模改修及び庁舎安全性機能を拡充する為の「災害対策本部棟・新階段ホール棟（約 930 m ² ）」を増築する。	現庁舎を利用しながら、必要規模の新庁舎を現敷地内（現来庁舎用車駐車場側）にて新築する。
●庁舎棟面積	● 5,490.20 m ² (27 m ² /人)	● 6,260 m ² (32 m ² /人)	● 5,900 m ² (30 m ² /人)
●敷地面積 (駐車台数)	● 7,094 m ² (92 台)	● 7,094 m ² (123 台)	● 7,094 m ² (110 台)
○別敷地面積 (駐車台数)	○ 1883 m ² (96 台) ※職員用：約 70 台不足	○ 1883 m ² (96 台) ※職員用：約 70 台不足	○ 1883 m ² (96 台) ※職員用：約 70 台不足
耐震安全性	Ⅱ類 (IS 値 0.75)	既存：Ⅱ類 (IS 値 0.75) 増築：Ⅰ類 (IS 値 0.9)	Ⅰ類 (IS 値 0.9)
工事概要	1. 仮設庁舎建設 2. 仮設に引越し 3. 現庁舎一部解体及び耐震改修 4. 現庁舎に引越し ※工事中は「議場」、「駐車場」、別途必要あり。	1. 災害対策本部棟等を仮設庁舎として建設 2. 仮設に引越し 3. 現庁舎一部解体及び耐震改修 4. 現庁舎に引越し ※工事中は「議場」、「駐車場」、別途必要あり。	1. 新庁舎建設 2. 新庁舎に引越し 3. 現庁舎を解体 ※工事中は「駐車場」等、別途確保の必要あり。
仮設の要否	必要	必要（一部増築部活用）	不要
移転回数	2 回	2 回	1 回
概算工事費 ※補足	29.7 億円 (令和 5 年度 再概算)	37.6 億円 (令和 5 年度 再概算)	46.2 億円 (近年の他庁舎実績 参考)
目標耐用年数	約 15 年	既存棟：約 15 年 増築棟：約 65 年	約 65 年
工事に係る 財源措置	緊急防災・減災事業債 防災対策事業債	緊急防災・減災事業債 防災対策事業債	緊急防災・減災事業債 一般単独災害復旧事業債

※補足：概算工事費【税別】には、本庁舎棟・車庫棟工事費、既存解体処分費（アスベスト含有みなし）、外構整備費、仮設プレバブ庁舎工事費（リース代含む）、引越し費用を含みます。

3. 財政計画

本庁舎耐震対策の実施にあたっては、今回の整備時の概算工事費だけではなく、中長期的な視点での財政計画も踏まえ、整備手法を検討する必要があります。

財政計画に関して、以下の3案について比較検証します。

事業方針	① 現庁舎耐震化	② 現庁舎耐震化 ＋ 災害対策本部棟増築	③ 現庁舎改築 (現敷地内)
整備タイプ	耐震改修	耐震改修 ＋ 増築	改築
概算工事費 (再掲)	約 29.7 億円 (令和 5 年度 再概算)	約 37.6 億円 (令和 5 年度 再概算)	約 46.2 億円 (近年の他庁舎実績 参考)
向こう 30 年間で 要する累計工事費	耐震化＋改築 約 75.9 億円 ※15 年後に改築が必要となるため。	耐震化＋改築 約 83.8 億円	改築 約 46.2 億円

(財政計画についての考察)

「①現庁舎耐震化」「②現庁舎耐震化＋災害対策本部棟増築」は、「③現庁舎改築」に比べて、今回の耐震対策に係る概算工事費を低く抑えることができます。

一方、向こう 30 年間の中長期的な観点においては、「①現庁舎耐震化」「②現庁舎耐震化＋災害対策本部棟増築」は、耐震改修により延伸する耐用年数は 15 年であることから、15 年後には改めて現庁舎を改築する必要がある、「③現庁舎改築」に比べて、1.6～1.8 倍の累計工事費が必要と見込まれます。

特に、耐震化後から改築までの 15 年間においては、耐震化工事費にかかる借入金の償還と、改築に向けた基金積立の 2 重の財政負担が必要となります。

さらに、「③現庁舎改築」において現敷地内で改築とした場合は、国の支援措置が高い一般単独災害復旧事業債（起債充当率 100%、交付税措置率最大 85.5%）の活用が可能となり、本市の実質的な財政負担額を抑制することが可能となります。

以上のことから、中長期的な視点に立った財政計画上においては、「③現庁舎改築」が総合的な財政負担を低く抑えることが可能であり、かつ、財政負担の平準化（世代間負担の公平性の確保）を図ることができるといえます。

4. 能登半島地震を受けて

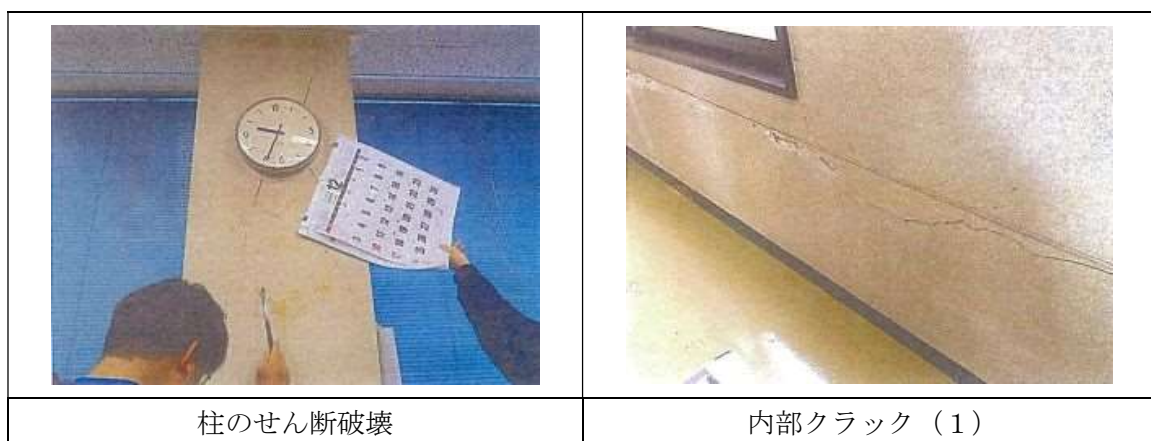
令和6年1月1日に、能登半島西方沖から佐渡島西方沖にかけて伸びる活断層を震源とするマグニチュード7.6、最大震度7を観測した令和6年能登半島地震が発生しました。この地震により、小矢部市内でも震度5強を観測し、本庁舎においても、各階の執務スペース、廊下、階段等における壁や柱のひび割れ、外壁タイルの剥落、庁舎各所における窓ガラスの破損、水道管の損傷による漏水、正面玄関前の土間のひび割れなど、多数の被害を受けました。

発災直後に実施した応急危険度判定においては、

- ①今回の地震により構造躯体及び外装材内装材を含めて建物は大きな被害を受け、主要構造部である柱や壁に多数のクラック、割れや隙間仕上げ材モルタル等の剥離が多くみられたこと。
- ②建物が地盤沈下もしくは躯体の浮きが大きく生じており、建物には大きなダメージがあったと考えられること。
- ③現状では倒壊する可能性は低いと考えられるが、今後の地震の規模によっては、倒壊の危険性また周辺部にも危険を生じさせるリスクがあると考えられること。
- ④以上の点から、耐震性を維持するための改修は極めて困難であると思われ、早急に建物を建て替えることが望ましいこと。

といった所見が述べられています。

また、特に被害が大きかったとされる庁舎西側中央柱については、亀裂が斜めに生じるせん断破壊が発生したため、補修工事による対応を実施しています。しかしながら、その工事過程において、柱内部の被害の大きさがあらためて明らかになり、施工事業者及び施工管理する設計事務所からも建物の建て替えが急がれるとの所見が出されているところです。



	
内部クラック（２）	外壁タイル剥落（１）
	
外壁タイル剥落（２）	窓ガラスの破損（１）
	
窓ガラスの破損（２）	犬走りの沈下
	
正面玄関前の土間のひび割れ	キャビネット等の転倒

5. 本庁舎耐震対策の基本的な考え方について（まとめ）

平成7年1月17日に発生した阪神淡路大震災、平成23年3月11日に発生した東日本大震災、平成28年4月に発生した熊本地震では、防災拠点となる庁舎が被災して、災害発生直後の対応や市民生活の復旧・復興に重大な支障が出た事例があるように、本庁舎機能は、市民の安全、生活を守る重要な拠点であり、災害対策本部の設置など総合的な防災拠点としての十分な機能確保が求められ、大規模地震発生時においても平常と変わりにくく業務機能を継続して使用できることが必要です。

また、平常時には、行政サービスを受けるための市民や事業者等のほか、行政サービスを提供する市職員等、多くの市民が利用しており、それらの生命を守る必要があります。

小矢部市本庁舎は、令和6年度をもって築後60年以上を経過することから、拠点庁舎に求められる高い「耐震安全性」の確保が急がれます。

その整備手法の検討については、平成30年度「本庁舎耐震診断結果」及び平成31年3月実施の「コンクリート中性化試験結果」に基づき、①現庁舎耐震化、②現庁舎耐震化+災害対策本部棟増築、③現庁舎改築等の整備の内容、現庁舎が抱える課題や問題点、建設コスト等について比較再検討を行い、本庁舎の耐震化は『①現庁舎耐震化』による整備手法を基本方針としました。

一方、令和6年1月1日発生した能登半島地震により、本庁舎は構造体である柱に大きな被害を受け、また、構造体の専門家が行った調査等において、現庁舎耐震化よりも改築が望ましいと総合的に判断されたところであります。

また、現庁舎が令和6年度をもって築後60年を経過すること、及び、 I_s 値が0.3未満であることに加え、カーボンニュートラルや自治体DXの推進等の新たな社会的ニーズにも対応をした空間整備が庁舎に求められていること、さらには、中長期的な視点に立った財政計画においても、総合的な財政負担の抑制と平準化が図られることから、本庁舎の耐震対策は「現庁舎改築」による整備を基本方針とします。

Ⅲ. 整備後の庁舎のあり方

1. 新庁舎の役割

庁舎には、第一に、市民の生活状況の変化や節目ごとに様々な支援やサービスを提供する中核的な施設としての役割と、それを支える行政活動の拠点・職員の執務空間である公用施設としての役割が求められます。

また、災害時の災害時対策拠点施設としての市民の安全を守る役割、環境への取組みを先導していく施設としての役割も重要になります。

これらの役割を果たす為、4つの整備方針を整理し、新庁舎の基本理念を定めます。

2. 新庁舎の基本理念

小矢部市の「人・歴史・まち」がつながり、

安心して暮らせる災害対策拠点施設としての市庁舎

3. 新庁舎の整備方針

基本方針1：小矢部市の安全を守る災害時対策拠点施設

～様々な災害に対応可能な安心・安全な庁舎～

- ・本庁舎を災害に強い建物構造にします。
- ・災害時の業務継続を可能にする機能、設備を備えた庁舎とします。

基本方針2：小矢部市の行政サービスの拠点施設

～市民が親しみを感じ、使いやすい庁舎～

- ・ユニバーサルデザインを導入し、誰にもやさしい庁舎とします。
- ・誰もがわかりやすく、利用しやすい窓口、相談機能を検討します。
- ・利便性の高い交通アクセスを可能にする庁舎を検討します。

基本方針3：小矢部市のまちづくりの拠点施設

～「人と人」「人とまち」「まちとまち」がつながる庁舎～

- ・人と人がつながり、集える機能の整備を検討します。
- ・地域資源を活かし、まちの価値を高める機能の整備を検討します。
- ・郷土を思う「大谷米太郎氏」から多額の寄付をいただき建設された庁舎であることを踏まえ、小矢部市の歴史を継承し、これからも市民の暮らしに溶け込み、愛され続ける機能の整備を検討します。

基本方針4：執務環境に優れた行政運営の拠点施設

～経済的かつ機能的で効率よく対応可能な執務空間が整備された庁舎～

- ・適正な執務スペース、収納スペースの確保を検討します。
- ・利用しやすい適正な会議スペースの確保を検討します。
- ・セキュリティ機能を備え、外部からの進入防止に配慮した安心な執務空間を検討します。
- ・省エネルギー、ライフサイクルコスト削減に配慮した整備を検討します。